

古河市元職員の部落を騙ったえせ同和行為問題について考える

1、「差別告発文検証委員会」における「検証結果」

(部分引用・注一古河市対応団体・人権連)

「事件の経過」

元市職員は、平成30年3月初旬頃から同年6月初旬頃までの間、一方的に好意を抱いた女性A(被害者一注市職員)に対して、女性Aの名誉を棄損する事項等を記載した手紙を送るストーカー行為等を複数回行った。

7月20日に部落解放愛する会茨城県連合会へ差別発言告発文が届き、この事態を受けて、愛する会は、文面をもとに境町役場及び古河市人権・男女共同参画室に対して事実を確認した。

8月16日、元市職員が逮捕され拘留後、釈放、不起訴となったが、10月5日にストーカー事件との関連性を踏まえ、慎重に人権・男女共同参画室は、元市職員と面会し、本人が差別告発文を作成して愛する会に投函した事実を確認した。懲戒処分については、総務部職員課のもと、分限懲戒審査委員会実施後、10月17日に停職9ヶ月が発令された。

平成30年12月31日付において元市職員は、自分が犯した事件への猛省や女性Aへの謝罪の気持ちがより深くなったことから、自らの意志で依願退職届を提出し退職に至った。

「事件の内容」

1) えせ同和行為

部落解放運動団体を利用した「えせ同和行為」。

2) 同和対策行政の失墜

元市職員が部落差別告発文をねつ造した行為は、行政失墜させた。

3) 部落解放運動団体への偏見

団体に対して「怖い」「恐ろしい」認識のもと被害者に対し糾弾を求めた。

4) 差別発言の重大な罪

部落出身者になりすまし「差別発言」(カッコ人権連)を告発する卑劣な行為であった。

まとめ

差別告発文検証委員会では、元市職員の部落問題に対する認識が、両親からの間違った擦り込みや過去の旧総和町役場での同和運動団体への間違った偏見から誤った考え方を生み、市としてそれを正すような十分な同和問題に対する研修会を実施してこなかったことが、このような事件を起こさせたという最終結論に至りました。

そしてこのようなことが二度と起きないように再発防止に努め、これまで以上に部落差別問題(人権問題)に対して、古河市といたしましても市職員を対

象に人権研修計画を立て、階層別の同和問題研修会を定期的に実施していく必要性があると認識いたしました。

2、人権連茨城・考察

① 「エセ同和行為」とは。1986年地域改善対策協議会「意見具申」では「今日的課題」4項目の3番目に「えせ同和行為の横行」を指摘している。「民間運動団体の行き過ぎた言動に由来する同和問題はこわい問題であり、避けた方がよいとの意識の発生は、この問題に対する新たな差別意識を生む要因となっているが、同時に、また、えせ同和行為の横行の背景となっている。えせ同和行為は、何らかの利権を得るため、同和問題を口実にして企業・行政機関等へ不当な圧力をかけるものであり、その行為自体が問題とされ、排除されるべき性格のものであるが、このような行為は、これまでなされてきた啓発の効果を一挙にくつがえし、同和関係者や同和問題の解決に真剣に取り組んでいる民間運動団体に対する国民のイメージを損ね、ひいては、同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな原因となっている。行政機関は、えせ同和行為が横行しているという事態を深刻に受け止めるべきである」と。「部落」が「こわい」のではなく、団体もしくは団体の構成員による行為行動が「こわい」問題にしたと分析したもので、理解できる。

さらに1991年の「意見具申」でも、「86年意見具申」で「指摘した4つの今日的課題、すなわち行政の主体性の確立、同和関係者の自立、向上の精神の醸成、えせ同和行為の排除及び同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりは、十分に実をあげているとはいえない状況にあり、今日においても重要な課題である」と指摘している。

特に「対策の適正化」として、「行政職員の研修を更に充実するとともに、今後とも、個人給付的事業の資格審査の徹底、住宅新築資金等の返還金の償還率の向上、著しく均衡を失した低家賃の是正、国税の適正な課税の執行、地方税の減免措置の一層の適正化、民間運動団体に対する地方公共団体の補助金等の支出の一層の適正化、公的施設の管理運営の適正化、同和教育と政治運動・社会運動とを明確に区別して推進するという教育の中立性の確保等に努めるほか、行政の監察・監査、会計検査等の機能の一層の活用を積極的に行っていく必要」を挙げた。

②「行政の課題」とは。これまでの「意見具申」は、市民が行政不信を抱くような説明に苦しむ施策などをやめることが、教育啓発の前提として大切であることを指摘している。きちんと取り組むことである。

また古河市の元職員に関わっては運動団体と行政との関係を見聞体験してきたなかで、「嫌がらせ」として「えせ同和行為」を選択したもので、一人の不届き者の責任を全役職員や市民に広げることは、かえって行政不信と混乱を招き

かねない。よって「ストーカー行為」という犯罪を公務員・市民が行わないようにするには、どういう啓発や救済が必要なのか、「えせ同和行為」とは何か、そうした行為にあったらどうするか、どう無くすかの啓発、こうした取り組みが必要である。

■「えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー・水戸（茨城）会場」
のご案内 【参加無料!!】 <http://www.jinken.or.jp/archives/10701>

+.....+
人権センターでは、経済産業省中小企業庁委託による「えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー」を、7会場で開催いたします。

第一弾は、水戸（茨城）会場！！

● 「えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー・水戸（茨城）会場」

日程： 2019（令和元）年9月25日（水）

場所： 茨城県産業会館・2F・研修室